

決議案第12号

地方財政対策に関する意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年12月21日提出

天理市議会議員	寺 井 正 則
〃	三 橋 保 長
〃	西 辻 正 美
〃	今 西 康 世
〃	佐々岡 典 雅

## 地方財政対策に関する意見書

地方六団体としては、地方が大混乱に陥った平成 16 年度の地方交付税の大幅削減を踏まえ、「国と地方の協議の場」や「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」での協議を通じて、政府・与党に対して、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保等を訴えてきたところである。

平成 18 年度地方財政対策において、地方交付税など一般財源総額が確保されたことは、昨年 11 月 26 日の政府・与党合意及び「基本方針 2005」の趣旨を踏まえた対応がなされたものである。また、地方財政計画と決算との乖離の是正について、昨年度に引き続き投資単独事業費と一般行政経費の同時一体的な規模是正が図られることとなり、一定の国と地方の信頼関係は保たれたものである。

一方、平成 16 年度から平成 18 年度までに総額 5 兆円もの地方交付税の削減が行われることとなり、地方にとっては、きわめて厳しい財政運営を強いられるとともに、住民の行政ニーズにきめ細かく対応することが困難となる事態も懸念される。

我々地方は、今後とも、自己改革を推進し、住民サービス向上のためより一層効率的な行財政運営に努める所存である。国は、遅れている国自身の行財政改革を断行し、国、地方を通じた行財政改革を実施すべきである。

よって、国においては、平成 19 年度以降も、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確実な確保と、地方交付税・地方財政計画の透明化、中期地方財政ビジョン策定への地方の参画の実現、市町村合併等に必要な財政措置の充実を行うよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月21日

天 理 市 議 会